主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人葛井重雄、同葛井久雄の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、所論のゴルフクラブ入会金預り 証は商法五一九条所定の有価証券に当たらないとした判断は、正当として是認する ことができる(最高裁昭和五二年(あ)第一七三二号同五五年一二月二二日第一小 法廷決定・刑集三四巻七号七四七頁参照)。原判決に所論の違法はなく、論旨は採 用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 藤 | 崎 | 萬 | 里 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官 | 本 | Щ | | 亨 |
| 裁判官 | 中 | 村 | 治 | 朗 |
| 裁判官 | 谷 | | 正 | 孝 |